

「町が舞台・主役は町民」の計画づくりがいよいよ終盤

〈関連課題について合同部会を実施〉

原田会長の冒頭のあいさつにおいて、8月26日に開催された部会長打ち合わせ会議の報告がありました。その要旨は、「私たちがまとめた基本構想（案）の内容及び3つの戦略プロジェクトの検討状況を受け、行政側の先導的な役割の一環として、大通りを中心とする商店街の活性化や、田園工房のまち・つべつ」を指した拠点づくりを行う考えが示されました。運営形態は、まちづくりセンター構想プロジェクトで具体化



されたものを受け、その体制づくりが行われることとなるものですが、この関係は、各部会の中でも生活館構想、あるいは、住民ふれあいコミユニティ構想が企画されており、また、観光案内所や特産品の販売などとも関連することになりますので、その調整が求められることになりました」という内容でありました。

今回の審議会において、3つの戦略プロジェクトに係るこの間の検討作業の進行状況と今後の計画づくりに向けた考え方の報告を受けました。中心市街地の活性化に関しては、国道240号に面している大通りに津別の顔と賑わいをつくり、津別を売り出していくことと、津別をそのための行政の役割や商工業者の方々の協力、あるいは、空き店舗を利用し各団体の方々が活躍できる場をつくるというものです。地場産業の活性化に関しては、基幹産業のさらなる向上を目指すこととし、農林商工の連携と町民の協力により、津別町のイメージアップと新しい特産品の開発、地場産品のブランド化に本格的に取り組むことを柱に、津別ならではの「食」による



地場産業の活性化への可能性を追求し、消費者志向の安全で美味しい『日本一の「食」産業の創出』に向け各団体との協議経過を含め今後煮詰めるべき方向性の報告がありました。

まちづくりセンターに関しては、これから出来る計画の実行に向け、積極的にまちづくりに関わる方々の情報を受発信するとともに、活動に関わる多くの団体や町民がともに手を携え、相互のネットワーク作りを行い活発な活動を生み出すことを目的に、「まちづくりセンター」

を核とする協働のまちづくりを推進する方向で検討が進められているというものでした。

今回の策定審議会は、実行計画作成に向けた終盤の討議の場であることから、後半の1時間は、単一の部会の討議にとどまらない課題に関して、3つのテーマに分かれての合同部会が行われました。その一つは、まちづくりセンターの機能を念頭に、「自治会連合会・老人クラブ連合会等様々なコミユニティ団体の自主活動体制の構築と活動拠点施設について」をテーマに、生活部会と住民活動部会・まちづくりセンタープロジェクトチームにおいて、二つ目は、「津別の産業と津別を学び楽しむ人づくりについて」をテーマに、教育部会・産業部会において、そして、三つ目は、「自然及び環境資源を生かす人づくり」をテーマに、環境みどり部会・活況方面部会・相生方面部会において、横断的な討議が行なわれました。

審議会では、実行計画（案）を住民の皆様公表し、意見交換会や意見募集の取り組みを行うこととしており、その内容については、先の本構想（案）の取り組みに準じることをしました。詳細については、別途お知らせすることとしております。

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

長寿医療制度のお知らせ

「高額介護合算療養費」の申請について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったときの自己負担額」と、「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、この制度の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、長寿医療制度と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

区分	自己負担額の合計の基準額	通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。 なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16カ月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、()内の金額です。
現役並み所得者	67万円(89万円)	
一般	56万円(75万円)	
住民税非課税世帯		
	区分Ⅱ	31万円(41万円)
	区分Ⅰ	19万円(25万円)

支給額が、500円未満の場合は支給されません。
所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

- ・現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。
- ・住民税非課税世帯
 - 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
 - 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。
 - ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
 - ・老齢福祉年金を受給されている方

《申請手続き》

支給の対象となる方へは、12月以降に申請手続きのご案内をいたします。

ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や75歳に到達された方等の場合、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書とともに下記の後期高齢者医療担当窓口へ申請が必要です。



問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
	津別町役場保健福祉課 後期高齢者医療担当⑥番窓口 ☎76-2151